

## 国民年金保険料学生納付特例の申請を受け付けています

### 制度

市民課  
年金係  
☎(24)0267

本庁舎  
1階③番

20歳以上の学生の方で所得がない場合や少ない理由などで国民年金保険料(定額保険料月額14,660円)を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。平成21年度の学生納付特例申請は4月から受付を開始しています。

また、平成21年2月中旬までに平成20年度の学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成21年度も同じ学校に在学される方は、4月中旬までに社会保険庁から送付される学生納付特例申請書(はがき)に必要な事項を記入のうえ、返送することで更新申請ができます。

なお、平成20年度の学生納付特例申請の受付期限は、平成21年4月末です。

【申請に必要なもの】年金手帳、学生証または在学証明書、印鑑

【猶予の対象となる所得基準】学生本人の前年所得が118万円以下(前年所得が基準額を超えている場合は、ご相談ください)

※一部の学校は、学生納付特例制度の該当とならない場合があります。

※この制度を受けた期間は、将

来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

## やすらぎの里千歳霊園の貸付を開始します

### 募集

市民生活課  
生活環境係  
☎(24)0261

本庁舎  
3階

【対象】3年以内に墓石を建立する方  
※市外居住者は別に貸付要件があります。事前にお問い合わせください。

【貸付数】127区画

【申込方法】抽選会前日までに電話で市民生活課へ申し込み

【抽選日】5月13日(水)

受付9時～10時 抽選10時～ 市役所議

会棟2階大会議室

### 市内居住者

| 規格   | 使用料(円)  | 管理料(円)  | 造成期 |
|------|---------|---------|-----|
| 4㎡規制 | 254,000 | 127,050 | 3期  |
| 4㎡自由 | 202,000 | 127,050 | 3期  |
| 6㎡自由 | 333,000 | 190,575 | 3期  |
| 8㎡自由 | 432,000 | 220,500 | 1期  |

### 市外居住者

| 規格   | 使用料(円)  | 管理料(円)  | 造成期 |
|------|---------|---------|-----|
| 4㎡規制 | 342,900 | 127,050 | 3期  |
| 4㎡自由 | 272,700 | 127,050 | 3期  |
| 6㎡自由 | 449,550 | 190,575 | 3期  |
| 8㎡自由 | 583,200 | 220,500 | 1期  |

※使用料と管理料は、申込後2週間以内に合わせて納入してください。

※貸付数に達しなかつた場合は、市役所3階市民生活課窓口で随時申込を受け付けます。

【申込に必要なもの】申請者の住民票(本籍地記載)、印鑑

※代理人が参加する場合は委任状が必要です。

※案内パンフレットを市民生活課で配布しています。

## 自然環境監視員(非常勤職員)の募集

### 募集

環境課  
自然環境係  
☎(24)0597

本庁舎  
3階

【募集人員】1人

【勤務内容】市街地、支笏湖周辺などの巡視や自然環境保全状況の確認、啓発、報告など

【対象】つぎのすべてに該当する方

○昭和24年4月2日以降に生まれ、市内に居住する心身ともに健康な方(学生除く)

○野生動植物に関する知識が豊富で、自然環境の保全に関する活動経験またはその意欲がある方

○高卒以上の学歴と普通自動車運転免許を有する方で、デジタルカメラやパソコン操作のできる方

【報酬】月額6,200円(交通費含む)

【勤務日・時間】週2日(おもに木・日曜日) 9時～16時45分

【任用期間】5月以降～平成22年2月まで(再任用あり)

【申込書類】履歴書(市販可)、普通自動車運転免許証の写し

【申込期間】4月13日～21日  
※書類審査と簡単な筆記試験・面接により選考します。

## 「ご利用ください」年金相談

### 相談

市民課  
年金係  
☎(24)0267

本庁舎  
1階③番

出張年金相談

【とき】毎月第1・第3木曜日 9時～16時(12月まで)

【ところ】千歳商工会議所

電話相談「ねんきんダイヤル」

【とき】月曜日8時30分～19時(月曜日が休日のときは火曜日)

・火～金曜日8時30分～17時15分  
・第2土曜日9時30分～16時

【電話番号】☎0570(05)1165  
IP電話から☎03(6700)1165

日本国内に住んでいる20歳～60歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。

加入の種類は、自営業者などの第1号被保険者、会社員や公務員などの第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者などの第3号被保険者に区分されています。

本人や配偶者などの就職・退職・結婚・離婚などでこの種類が変わることがあります。年金の支給に影響することがありますので、必ず変更手続きを行ってください。

## 市税の納期内納入にご協力を!

